

宮崎県発達障がい者支援計画（素案）

～ ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築 ～

令和6年 月

宮 崎 県

目 次

I はじめに	1
1 策定の趣旨等	
2 計画の期間	
3 計画の対象とする発達障がい・発達障がい者	
II 総 論	2
1 基本理念	
2 基本方針	
3 計画の位置付け、基本目標	
4 計画の策定方法	
III 支援の現状・課題と今後の対応	3
1 全てのライフステージを通じた取組	3
(1) 早期発見・早期支援	
(2) 発達障害者支援センターの機能強化	
(3) 初診待ち、相談待ちの解消	
(4) ライフステージを通じた一貫した支援	
2 乳幼児期の取組	9
(1) 1歳6か月児・3歳児健診における気づき	
(2) 保護者における気づき	
(3) 保育所・幼稚園・認定こども園等における気づき	
(4) 学齢期へのつなぎ	
3 学齢期の取組	14
(1) 支援体制の整備	
(2) 教員の指導力の向上	
(3) 学校外での支援ネットワークの充実	
(4) 不登校や二次障がいなどに対する対応	

4	成人期の取組	18
	(1) 就労支援ネットワークの充実	
	(2) 企業の理解促進	
	(3) 生活支援の充実	
	(4) 職場における気づき	
IV	発達障がいへの理解促進のための取組	22
	1 一般県民、公的機関等に対する周知広報	
	2 企業、事業所等に対する周知広報	
	3 当事者、保護者等に対する周知広報	
V	推進体制	25
	1 計画の進捗管理	
	2 地域の支援体制の構築	
VI	成果目標、活動指標	25

I はじめに

1 策定の趣旨等

平成17年4月に施行された発達障害者支援法を受けて、本県においては、発達障がい者の就学前期から就労期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制整備を目的として、平成21年3月に、平成25年度までを計画期間とした「宮崎県発達障がい者支援体制整備計画」を策定、平成25年度には、国における障がい児支援制度改正や発達障がい者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、平成26年度から平成30年度までを計画期間とした「宮崎県発達障がい者支援計画」を策定し、各ライフステージを通じた支援に取り組んできたところである。

平成28年に施行された発達障害者支援法の一部を改正する法律では、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援及び地域の身近な場所で受けられる支援が必要であり、新設された基本理念には、発達障がい者の支援は、全ての発達障がい者に社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資することを旨として行うことが規定された。

本計画は、宮崎県発達障がい者支援計画が満了することに伴い、発達障がい者及びその家族等に対する支援を充実することを目的として策定するものである。

2 計画の期間

2024年4月から2029年3月まで（5年間）

3 計画の対象とする発達障がい・発達障がい者

計画の対象とする発達障がい・発達障がい者は、発達障害者支援法における定義とする。

[発達障害者支援法（平成16年法律第167号）]

- 第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものとして政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

II 総論

1 基本理念

本計画は、発達障害者支援法の基本理念を踏まえ、『発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指す』を基本理念とする。

2 基本方針

- (1) 年齢や生活環境の移り変わりに対応した切れ目のない支援体制の構築
 - ・ 早期発見・早期支援
 - ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携
 - ・ 発達障害者支援センターの機能強化
- (2) 発達障がいへの理解促進
 - ・ 関係機関と連携した広報・啓発活動のより一層の推進

3 計画の位置付け、基本目標

本計画は、「宮崎県障がい者計画」の発達障がい者支援の実施計画として位置付ける。

[基本目標] … 宮崎県障がい者計画より
障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる
社会づくり

4 計画の策定方法

発達障がい者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の有識者を委員とする『宮崎県発達障がい者支援地域協議会』を設置し、発達障がい者支援のこれまでの取組や発達障がい者を取り巻く環境、これからの必要施策等について協議を行い、計画に取りまとめた。

Ⅲ 支援の現状・課題と今後の対応

1 全てのライフステージを通じた取組

(1) 早期発見・早期支援

【現状と課題】

- ① 発達障がい早期発見のためには、1歳6か月児・3歳児健診だけでは十分とは言えず、児童の生活の場となっている保育所・幼稚園・認定こども園等（以下「保育所等」という。）の保育士・保育教諭・教諭等（以下「保育士等」という。）が発達の状態に気づくことが大切である。そのため、園長等を含む保育士等が発達障がいの個々の特性に関する理解を深め、支援方法に関する知識・技能の向上に努めるなど全体の底上げを図るとともに、母子保健サービス、子育て支援サービス、障がい福祉サービスが適切に提供される必要がある。
- ② 就学期において、発達障がいがあり、学校への不適応や二次障がいを併発するケースは、周りの人々の発達障がいへの理解不足による不適切な対応が原因となる場合もあることを踏まえ、その「兆し」の段階から早期に対応し、本人に対して周りの関係者が支援を行えるよう、今後は発達障害者支援センター等のバックアップの下、発達障害者支援センター以外の機関の指導員や学校関係者等の支援方法に関する知識・技能の向上に努める必要がある。
- ③ 成人期を迎えてから初めて発達障がいと判明した人、発達の状態に不安や疑問を感じたという人が増えてきている。社会生活の様々な場面における早期発見に向けた仕組の検討と併せて、適切な窓口から早期に支援につなげるための取組が必要である。

【今後の対応】

- ① 県は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を誰もが身近な地域において受けられるよう、全ての市町村に設置されている、子育て世代包括支援センターの機能が強化されるよう働きかける。

児童発達支援センターを、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、市町村と緊密な連携を図り、障がい児の発達支援や家族の支援、地域の障害児通所支援事業所等への指導・助言・職員の研

修など、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関としての機能強化を図り、児童に適したより手厚い療育を提供できる体制を整備する。

発達障害者支援センターは、保育士等の発達障がいの特性に関する理解を深め、発達障がい児支援の中核となる人材を育成するため、研修の機会拡大や内容の充実を図る。

教育委員会は、エリアサポート体制（※1）における研修に、保育士等が参加できるよう広く声かけを行い、実践的な指導力や専門的な知識を高める研修を実施する。

（活動指標） 子育て世代包括支援センター設置市町村数

- ② 発達障がいに起因する学校への不適応が見られる生徒については、その兆しを早期に捉えるため、発達障害者支援センター等の専門機関による学校への定期的な巡回相談を実施するなど、専門機関と学校との連携による早期の支援を行う。

小・中学校の拠点校に配置したエリアコーディネーター（※2）やエリアメンター（※3）等が特別支援学級等を初めて担当する教員に対して行う巡回指導や、エリア研修等において、特別支援学級等の担当教員や通常の学級担当教員を対象とした研修を実施する。

- ③ 県は、成人期を迎えた発達障がい者や発達障がいの疑いがある方、その保護者等を対象とした交流会等を実施し、大人の発達障がいに対する理解度、認知度の向上に努める。

※1 エリアサポート事業体制

県では、県内のどの地域においても、保育所等や小・中学校、高等学校等に在籍する発達障がいを含む全ての障がいのある子どもが、障がいの特性に応じた質の高い指導・支援を一貫して受けられるよう本県独自のエリアサポート体制を構築している。

その体制の下、学校全体が組織として課題解決に取り組むこと（学校力の向上）でエリアサポート体制が地域に根ざした教育資源として定着することを目指した事業である。

※2 エリアコーディネーター

エリア拠点校（小・中学校）7校に配置された教員で、エリア内の各学校の校内支援体制の充実に向けて、指導・支援等を実施している。

※3 エリアメンター

通級による指導に関する専門的な知識や技能を持つ教員で、7つのエリアの小・中学校通級拠点校に配置されている。

自校の通級による指導を行うだけでなく、必要に応じてエリア内の各学校の校内支援体制の充実に向けて、実態にあわせた助言等を行っている。

(2) 発達障害者支援センターの機能強化

【 現状と課題 】

- ① 療育（発達支援）については、医療機関や発達障害者支援センター、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所等がその役割を担っているが、専門的な支援（コミュニケーション支援、ソーシャルスキル支援など）ができる機関が少ない。
- ② 発達障がい者への支援体制については、相談窓口やサポート体制等が各地域に整備されていないなど地域格差が生じていることから、地域のニーズに対応できる支援体制を整備する必要がある。

【 今後の対応 】

- ① 発達障害者支援センターは、必要な体制整備に努めるとともに、地域の関係機関が行う支援の専門性を高める間接支援機能の強化を目指し、児童発達支援センター、児童発達支援事業所をはじめとする幼児期から成人期の発達障がい者支援に関わる支援機関の職員に対する専門性向上のための研修の充実を図る。

（活動指標） 専門性向上研修受講者数

- ② 発達障害者支援センターは、地域の支援体制の整備に向けて、地域のニーズや実態等の調査を行い、各地域ごとに相談や助言、提案等のコンサルテーションに取り組む。
- ③ 身近なところで相談や発達支援などの必要な支援が受けられるよう、発達障害者支援センターからの出張相談の拡充や、専門性の高い相談窓口の育成に努める。

（活動指標） 発達障がい者の相談窓口を設置している市町村数

(3) 初診待ち、相談待ちの解消

【 現状と課題 】

- ① 専門的な診断を行う医療機関や医師が非常に少ない状況にあり、初診を中心に長期の受診待ちが続いている。
- ② 発達障がい症状や必要な支援は一人一人異なるため、高度な専門機能を持つ病院から、身近な場所で相談、カウンセリングを受けることができるかかりつけ医まで、重層的な医療体制の整備を目指す必要がある。
- ③ 市町村や医療機関等が発達障がいに対応できる医療機関の情報を共有する等、医療ネットワーク体制の整備を図っていく必要がある。
- ④ 発達障害者支援センターの相談件数は、近年、年間3千件前後で推移しており、センターの相談対応の限界にあることから相談待ちが生じており、保護者が不安に感じたときに適時に相談できない状況である。

【 今後の対応 】

- ① 発達障がいを診断する医師の負担軽減及び発達障がいの診断に参入しやすい環境整備を進めるため、発達障害者支援センターの心理判定結果等を医師の診療につなげる等の体制を整備する。
- ② 医療従事者に対する研修等を実施し、発達障がいの診療・支援ができる人材を養成するとともに、かかりつけ医と専門医との連携体制の構築に努める。

(活動指標) かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修受講者数

- ③ 県は、保護者が不安に感じたときに、適時に発達相談や必要な援助を受けることができるよう、市町村実施の健診の事後フォローとそらだんサポートセンター、児童発達支援センター等の連携を促し、障がい福祉サービスを受けていない児童とその保護者に対する相談支援等の機会創出に努める。

(4) ライフステージを通じた一貫した支援

【 現状と課題 】

発達障がい者の支援においては、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期など、ライフステージの移行期に本人の特性や支援の状況が十分に引き継がれず、支援が途切れやすくなる状況もみられるため、ライフステージを通じて一貫した支援が行われ、切れ目なく続くよう取り組む必要がある。

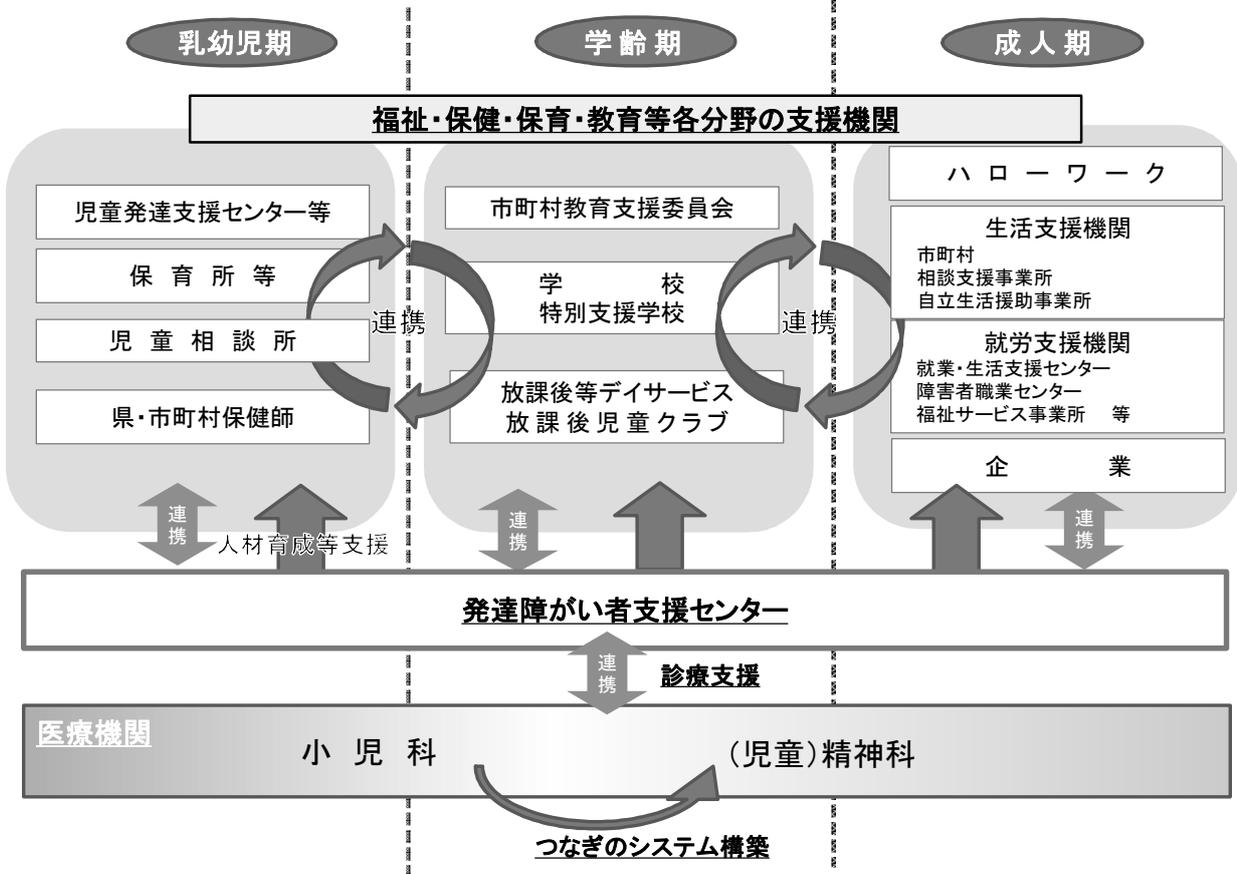
【 今後の対応 】

- ① 発達障がい者及びその家族に対して、乳幼児期から成人期まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図るため、各市町村や各圏域において、支援体制を構築するよう努める。

- ② 県は、発達障がい者の状態像や希望を勘案した上で乳幼児期から成人期まで一貫性を持った障害福祉サービスが提供されるようなサービス等利用計画が作成できるよう、相談支援を行う人材を養成するとともに、相談支援の中核機関となる基幹相談支援センターの設置促進・機能強化を図る。

(活動指標) 基幹相談支援センターの設置市町村数

発達障がい児者の全ライフステージを通した支援体制のイメージ



2 乳幼児期の取組

(1) 1歳6か月児・3歳児健診における気づき

【現状と課題】

- ① 市町村が行う乳幼児健診は、発達障がい早期発見の機会としてだけでなく、親が子どもの養育を行う上で感じる「育てにくさ」を訴える重要な機会でもある。発達障がいの視点を考慮して健診を実施する中で、「育てにくさ」の要因がどこにあるか見極め、助言や相談対応を行いながら、適時、適切なサービスにつなぐことが必要である。
- ② 現状では健診による気づきから、経過観察が必要なケースもあることから、「フォロー教室」の設置推進や内容のより一層の充実を図る必要がある。
また、知的障がいを伴わない発達障がいを発見するには、保育所等での日常の集団生活における適応状況の観察なども有効であり、1歳6か月児・3歳児健診を補完するような活用が必要である。

【今後の対応】

- ① 県は、市町村において、母子保健関係者等を対象とする研修等を行い、発達障がいをはじめとする「育てにくさ」を感じている親に寄り添う支援体制の整備を促進する。

(成果目標) 「育てにくさ」を感じる保護者のうち、相談先を知っているなど、何らかの解決策を認識している保護者の割合

- ② 発達障害者支援センターは、各市町村におけるフォロー教室の実施を促進するとともに、健診やフォロー教室に携わる市町村保健師や心理士に対する研修機会の拡大や内容の充実（実践研修等）等により、各市町村や各圏域において、発達障がいの早期発見や支援に関するスキルの向上及び保護者に対する相談支援体制の構築を図る。

県は、市町村相互間の連絡調整に努めるとともに、市町村の求めに応じて技術的事項についての指導、助言、その他市町村に対する必要な技術的援助を行う。

(2) 保護者における気づき

【現状と課題】

① 保護者にとって、障がいの受容は心理的ハードルが高いが、未就学児の保護者の最初の気づきとしては、子どものことばの遅れや行動面の特徴（こだわり、多動、飛び出し等）によるものもある。例えば、ことばへの不安をきっかけとして、言語訓練を利用することにより療育の必要性を受容されるケースや、子育て支援センター等での相談をきっかけに関係機関を紹介され、受容に至るケースもある。

このことから、身近な地域で言語訓練や相談を受けられるような体制や子育て支援センター等との連携を強化し、相談窓口の多様化を図る必要がある。

② 発達障がい児を育てる保護者にかかる精神的負担は大きいため、保護者が気軽に悩みを打ち明け、相談できるよう、ペアレントメンターの活躍の場を拡充する。

【今後の対応】

① 県は、未就学児が身近な地域で言語訓練等を受けられるよう市町村と連携するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービス等の事業所に対して言語聴覚士等の配置を促進する。

(活動指標) 言語訓練を実施している市町村数

② 県は、保護者の気軽な相談窓口として機能するよう、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点等の充実を市町村に働きかける。

県は、各保育所等において、障がい児担当リーダーや特別支援教育コーディネーター等を指名し、園務分掌に明確に位置付けることで、保育所等内で子どもの発達が気になる保護者のための気軽に相談できる窓口の充実を推進するとともに、障がい児保育に関する研修の効果的な実施に努める。

(活動指標) 子育て世代包括支援センターを設置している市町村数（再掲）
障がい児保育に関する研修修了者数

③ 発達障害者支援センターは、ペアレントメンターを計画的に養成するとともに、市町村保健センターと連携し、市町村の健診フォローアップ教室等で、複数の保護者等に対する講話や茶話会等の気軽に参加できる機会を設けるなどペアレントメンターの活躍の場の拡大を図る。

(3) 保育所・幼稚園・認定こども園等における気づき

【現状と課題】

① 発達障がい児の早期発見のためには、児童の生活の場となっている保育所等の保育士等が障がいに気付くことが大切であるため、保育士等の発達障がいの特性に関する理解を更に深める必要がある。

また、保育士等が児童の障がいに気づいても、保護者の障がい受容レベルによっては、理解を求めることが難しいため、保育所等で抱え込むなど対応に苦慮しているケースもあり、保育所等の保育士等が気軽に相談でき、助言や支援を受けられる機関が必要である。

② 保育所等や児童発達支援事業所において、発達障がいのある児童の特性に応じた支援が十分に行われていないところがある。

【今後の対応】

① 発達障害者支援センターは、保育所等の保育士等や市町村保健センター、児童発達支援センター等に対し、発達障がいのある児童や気になる児童への具体的な支援方法や保護者への対応等に関する実践的な研修の充実に努め、発達障がい者の相談支援、療育支援に従事している職員等の発達障がい支援のスキル向上を図る。

また、児童発達支援センター等が地域における困りごとに対する受皿となり、適切な支援を行い、又は専門性の高い支援機関に繋げられるよう関係機関の連携を深める。

(活動指標) 専門性向上研修受講者数 (再掲)

② 県は、保育所等訪問支援等の計画的な設置を促進し、保育所等が専門的な支援を受けられる体制の充実に努めるとともに、市町村と連携して併行通園制度(※)の周知や利用促進を図る。

※ 併行通園

保育所等を利用しながら児童発達支援センター等の療育機関を週数回利用すること。

(4) 学齢期へのつなぎ

【現状と課題】

- ① 相談支援ファイル（※）の普及や活用状況に地域格差があり、小学校就学後や転校などの場合に、支援に必要な情報が十分に引き継がれない状況もみられる。
- ② 市町村の教育支援委員会において、児童の障がいの種別・程度に応じて、適切な就学先の検討や教育相談が行われるよう助言を行っているが、医師等の専門家の確保が困難な状況にあり、地域によっては、特別支援学校や小中学校の教員に頼らざるを得ない状況にある。

【今後の対応】

- ① 県教育委員会は、市町村教育委員会の担当者に対して好事例の紹介を行うなど、相談支援ファイルの普及や活用促進のための啓発を継続的に行う。

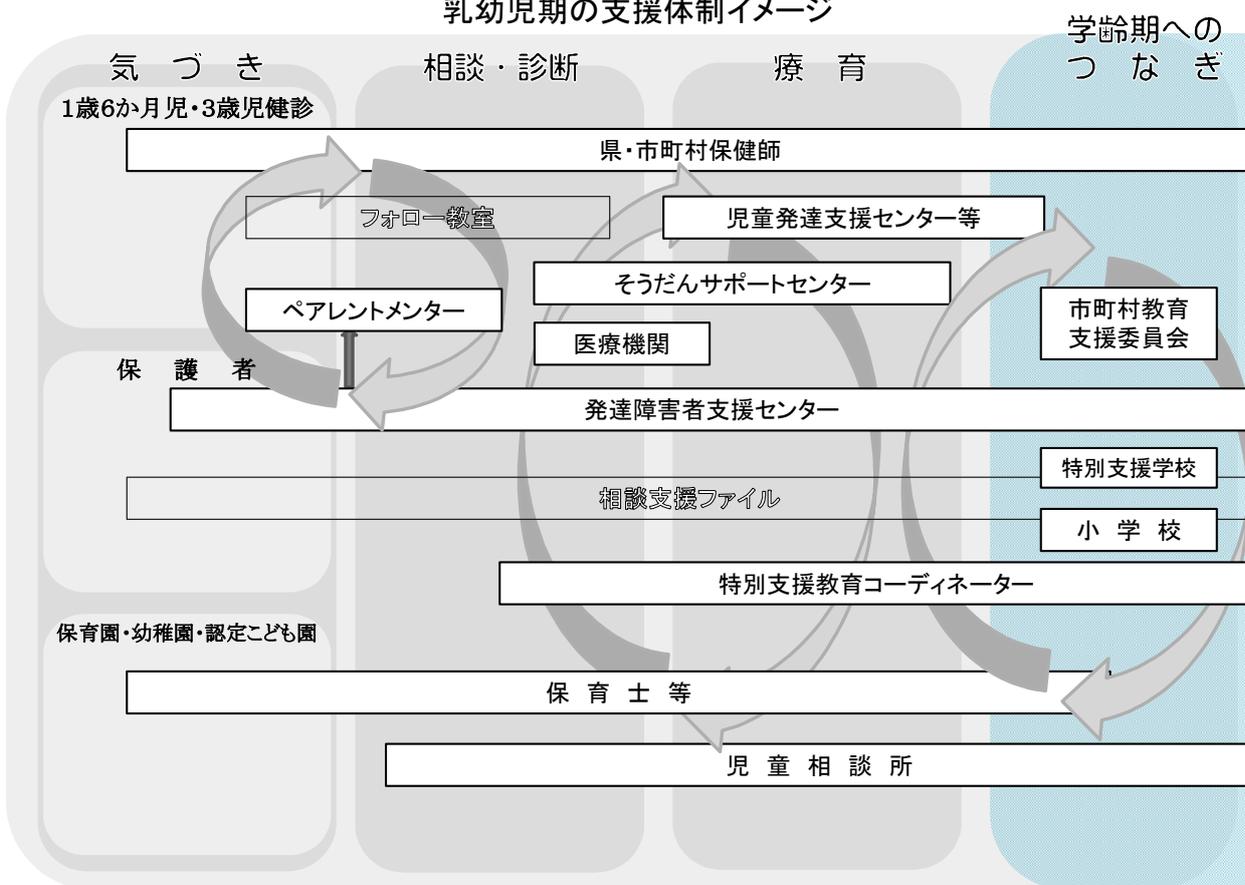
（活動指標） 相談支援ファイルを活用している市町村数

- ② 県教育委員会は、適切な就学先の検討や教育相談が行われ、個々の特性や能力に応じた適切な就学先が選択されるよう、市町村教育委員会の特別支援教育担当者に向けた研修を充実させるとともに、常に市町村教育委員会からの相談に対応できるよう努めていく。

※ 相談支援ファイル

保護者や本人が、障がいの様子、成長・発達の様子、必要な支援の方策や手立て等について記録し、教育、医療、保健、福祉等関係者間で引き継いでいくファイルであり、市町村ごとに様式を定める。

乳幼児期の支援体制イメージ



3 学齢期の取組

(1) 支援体制の整備

【現状と課題】

- ① 教育的支援の必要な児童生徒について「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進が必要である。
特に、通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な児童生徒については、必要な支援がなされるよう作成及び活用について周知徹底を図る必要がある。
- ② 学校全体が組織として課題解決に取り組めるよう、拠点校を中心としたエリアサポート体制の充実を図っていく必要がある。また、小・中学校、高等学校、特別支援学校において小学部から高等部までの計画的なキャリア教育の一層の充実を図るとともに、就労につながるよう、更なる自立支援体制の充実を図る必要がある。

【今後の対応】

- ① 教育委員会は、通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な児童生徒について、必要な支援がなされるよう「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用の必要性について、研修等を通じて、周知徹底を図っていく。
- ② 教育委員会は、特別支援学校が担う地域の特別支援教育のセンター的機能に加え、小・中学校のエリアコーディネーターやエリアメンターが巡回支援を行い、各学校の校内支援体制づくりに向けた支援を図る。
また、高等学校における通級による指導については、高等学校の「特別の教育課程」（通級による指導での教育課程）や対象生徒の選定等のあり方、指導内容、巡回による指導等の研究を進めるとともに、中学校との情報交換等の更なる連携の充実を図る。
その他、エリア推進協議会を実施し、教育と医療、福祉等の関係機関の連携を促進する。
特別支援学校は、多様化する生徒への対応を図るため、「職業コース制」や「職業学科」に関する教育課程の編成について研究を行い、その成果や課題の活用を図る。

(2) 教員の指導力の向上

【現状と課題】

- ① 特別支援教育の対象となる児童生徒の増加に伴い、特別支援学級及び通級による指導を担当する専門性の高い教諭が不足している状況にある。
- ② 教職員全体の発達障がいを含む全ての障がいのある児童生徒への基本的な理解は進んできたが、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な指導や支援については更なる充実に向けた取組が必要である。

【今後の対応】

- ① 教育委員会は、全ての特別支援教育の担当者のみならず管理職も含めた教職員が、キャリアに応じて、必要なときに必要な内容の研修を受けられるように、オンラインを活用し、動画コンテンツ等を利用するなど、受講しやすさにも配慮した体系的な研修を構築し、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性や指導力の向上を図る。
- ② 教育委員会は、エリアコーディネーター等の専門性を活かした巡回支援や、研修を実施し、学校の支援体制や、教職員の専門性の向上に努める。また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりや、児童生徒の目標となる行動を認めて増やしていくスクールワイドP B Sの普及に努める。

(3) 学校外での支援ネットワークの充実

【現状と課題】

- ① 地域によっては、市町村、保健所、学校、発達障害者支援センター、そうだんサポートセンター、医療機関等の関係機関の連携が不十分で、ネットワークが十分に機能していないところがある。
学校外の「生活の場」における支援として、放課後等デイサービス事業所の数は充実してきたが、サービスレベルにばらつきがあり、一定水準の質の確保が必要である。

【今後の対応】

- ① 県は、地域の偏りをなくすべく、県障がい児福祉計画の障害児支援必要見込量に基づいた事業所数の確保を行うだけでなく、各事業所の支援員・職員の資質向上のため、各事業所に対し、支援員・職員の強度行動障がい支援者養成研修や発達障害者支援センターが実施する専門性向上研修受講を促進し、サービスの質の向上に努める。
(活動指標) 強度行動障がい支援者養成研修受講者数
専門性向上研修受講者数(再掲)
- ② 発達障害者支援センターは、学校やP T Aと連携し、複数の保護者等に対する講話や茶話会を実施するなどペアレントメンターの活躍の場の拡大を図る。

(4) 不登校や二次障がいなどに対する対応

【現状と課題】

- ① 学校や家庭等で様々な適応困難な状態（不登校、ひきこもり等）や二次障がいとして精神医学的な問題を抱えている児童生徒に対して、今後も継続して、精神保健の立場から本人及び家族への相談支援を行う必要がある。
- ② 「ひきこもり地域支援センター」や「思春期精神保健診療相談」などの相談窓口について普及啓発するとともに、本人やその家族の利用しやすさを高めていく必要がある。

【今後の対応】

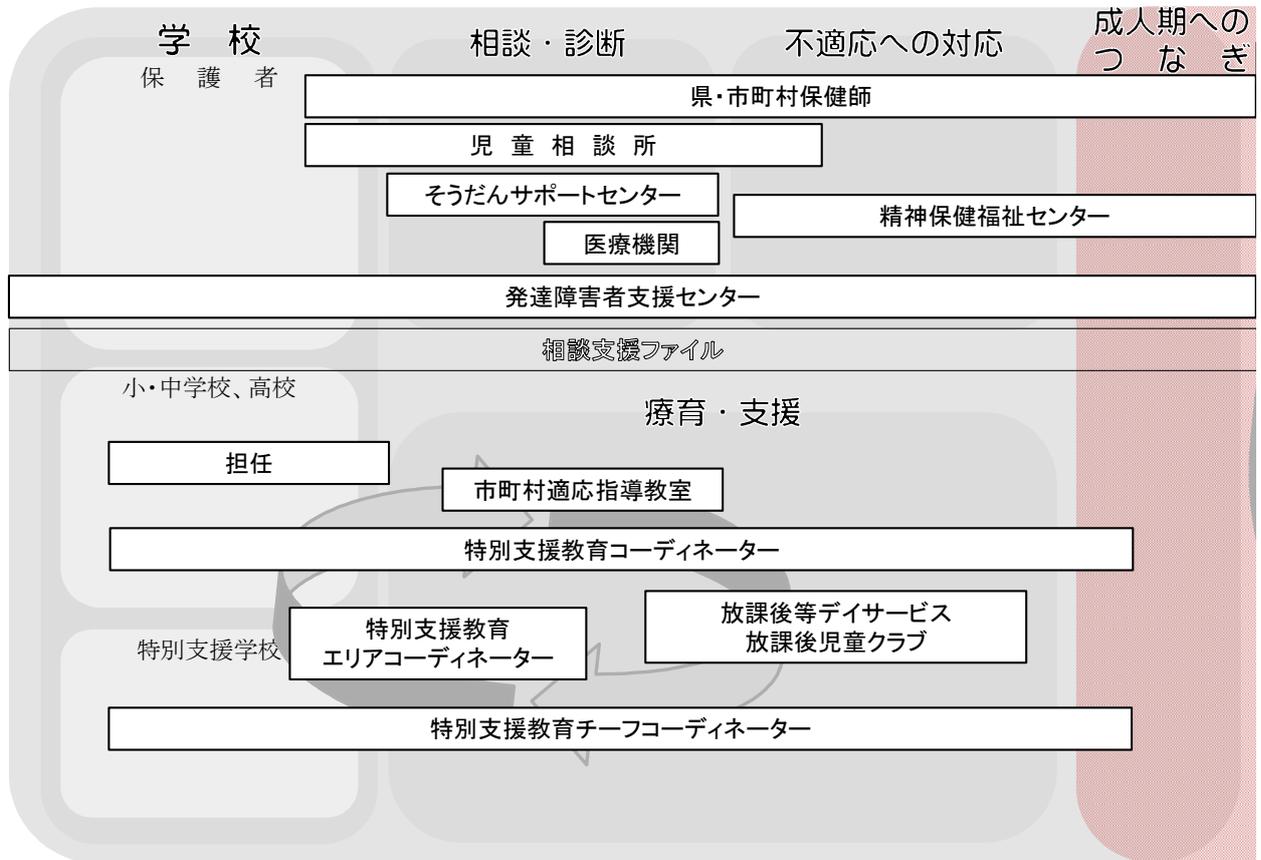
- ① 学校での不適応の兆しを早期に捉え、個々の特性や能力等に応じた適切な教育環境が提供できるよう、市町村教育支援委員会や適応指導教室の機能強化を促すとともに、発達障がいに起因する不登校やひきこもりに対し、本人やその家族を支援する「ひきこもり地域支援センター」において、教育・医療・労働関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援を行う。

発達障がいの二次障がい（不安障がい、気分障がい等の精神医学的な問題）に対して、早期発見、早期支援を行うために、宮崎県精神保健福祉センターが予約制で専門の精神科医により実施する思春期精神保健診療相談を活用する。

（活動指標） ひきこもり地域支援センター相談件数

- ② 県は、本人やその家族、関係機関が、「ひきこもり地域支援センター」や「思春期精神保健診療相談」などの相談窓口を利用しやすいように、あらゆる機会を捉えて相談窓口の周知徹底を図る。

学齡期の支援体制イメージ



4 成人期の取組

(1) 就労支援ネットワークの充実

【現状と課題】

- ① 就労の場の確保や職場への定着を進めるため、各障がい保健福祉圏域に整備された障害者就業・生活支援センターをはじめ、発達障害者支援センター、障害者職業センター、ハローワーク、医療機関等の関係機関の更なる連携が必要である。
- ② 教育機関と就労支援機関の連携によるスムーズな就労に向けた取組や、地域の就労支援機関等の連携強化、就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業所のスキルアップが必要である。

【今後の対応】

- ① 障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、障害者職業センター、就労移行支援事業所、ハローワーク、教育機関及び医療機関等の発達障がい者の就労を支援する関係機関が、支援制度やノウハウなど有益な情報を相互に共有し、連携を図ることにより支援体制の充実を推進する。
- ② 就職の準備訓練から、求職、就職、職場定着において、より専門的な支援が求められていることから、ジョブコーチ支援を行う障害者職業センターや発達障害者支援センターと連携した就労移行支援事業所等の事業所向け支援、研修会の開催等、支援者を育成する取組を行うなど、地域で発達障がい者を支援する体制を強化するとともに、学齢期から就労へのスムーズな移行を図るため、教育機関との連携を強化する。

(活動指標) 就労支援セミナー受講者数

(2) 企業の理解促進

【現状と課題】

- ① 発達障がい者の中には、就職後、職場内で良好な関係を保てずに離転職を繰り返したり、さらには、精神疾患などの二次障がいを併発するケースがある。発達障がい者が、安心して就労を継続するためには、企業をはじめ、家族を含む周囲の人が障がいに気がつくとともに、障がいの特性を正しく理解することが必要である。

② 精神障害者保健福祉手帳を所持している発達障がい者は障害者雇用率制度の対象となることや、所持していない者も特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の対象となる等の制度があることから、こうした制度の周知や活用を進める必要がある。

【 今後の対応 】

① 県は、企業、事業所等の発達障がいに対する正しい理解を促進するため、一般就労を含め、発達障がい者を受け入れている企業等の雇用事例の紹介や当事者との意見交換を行うなど効果的な研修会やセミナーを実施する。

また、企業と障がい者の双方の理解促進のための職場実習の実施と併せて、実習受入企業の開拓等に取り組む。

(活動指標) 事業所及び企業向け理解促進セミナー参加者数

② 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の周知、個々の障がい特性に応じた多様な委託訓練制度や職場実習制度、障害者トライアル雇用助成金などを活用しながら、発達障がい者の就労を支援する。

(3) 生活支援の充実

【 現状と課題 】

① 発達障がい者が地域生活を送る上で、居住の場や交通手段の確保、金銭管理等の権利擁護など、生活面での支援を充実させる必要があるとともに、就労と一体となった支援が必要となることから、関係機関が連携しながら、生活支援にも取り組む必要がある。

② 乳幼児期・学齢期から支援を受けていた発達障がい者が成人期に達したり、成人期以降に初めて相談機関に繋がったり、発達障がいの疑いはあるが早期発見・早期支援の機会を得ることなく成人期に達するなど、成人してからも社会生活や日常生活において困難を抱え支援を必要としている方がいる。

【 今後の対応 】

① 発達障がい者に対する一体的な生活支援が求められていることから、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、市町村、発達障害者支援センターなどの関係機関が連携し、企業や店舗、警察、弁護士等、社会生活を送る上での様々な関係者を含めた総合的な支援体制の整備を進める。

また、発達障がい者に起因するひきこもりや二次障がいへの対応については、早期に相談機関との連携を、精神医学的な問題（不安障がい、気分障がいなど）が疑われる場合には、精神保健福祉センター等の相談機関を通じて医療機関の利用を促すなど支援の充実を図る。

- ② 県は、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、グループホームの体験・機会の場、医療的ケア等専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備について、市町村及び指定事業者等と連携して進める。

（成果指標） 地域生活支援拠点等の設置箇所数

（４） 職場における気づき

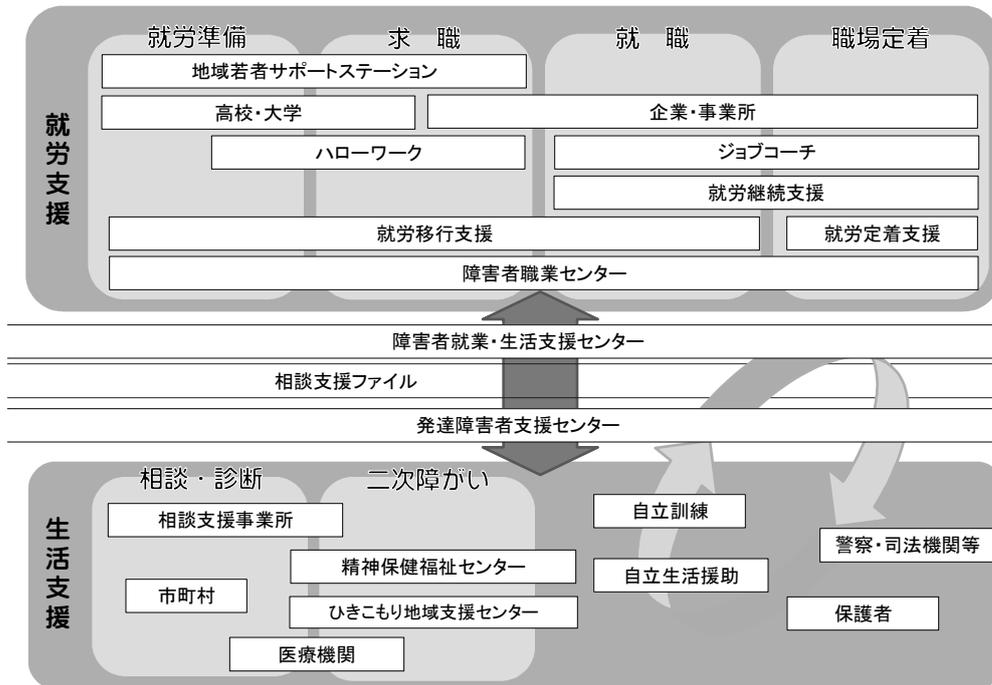
【 現状と課題 】

- ① 就職するまでは特に問題はなかったが、仕事を続けていく中で対人関係や職場の環境にうまく適応できないことから初めて発達障がいの疑いを持つ方や発達障がいに気付かないまま悩みながら仕事をしている方、発達障がいであることをオープンにせずに就職している方など、本人や企業、事業所等の職員が職場で発達障がいと気付くケースもある。
- ② 発達障がい者一人一人の特性に合わせた職場の配慮や発達障がい者自身の工夫等で、発達障がい者の活躍の幅は大きく広がるだけでなく、職場の効率性や生産性等の向上に寄与するケースも多い。

【 今後の対応 】

- ① 県は、広く一般県民に対して発達障がいの特性に関する理解促進を図る取組を進めるほか、関係機関と連携し、気軽に相談でき、分かりやすい多様な窓口を設けるなど相談体制の整備を行う。
- ② 県は、県内企業や事業所等に対して成功事例や先進事例等を紹介するなど、発達障がい者が働きやすい環境整備に寄与する取組を行う。

成人期の支援体制イメージ



IV 発達障がいへの理解促進のための取組

1 一般県民、公的機関等に対する周知広報

【現状と課題】

- (1) 発達障がいについての基本的な認識は広まってきたところであるが、近年の法改正等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組や合理的配慮について理解推進を図り、共生社会の実現に向けた県民意識の醸成を図る必要がある。
- (2) 発達障害者支援法で新たに設けられた基本理念に基づき、発達障がい者の社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去等に向けて各関係機関等との連携を深め、発達障がい者の支援の充実を図る必要がある。

【今後の対応】

- (1) 一般県民を対象とした発達障がいの特性に関する理解促進、啓発のためのフォーラム等の実施や、小・中学校、高等学校等の教職員や児童生徒向けのセミナーを実施するなど共生社会の実現に向けた取組を推進する。

(活動指標) 普及啓発セミナー開催数

- (2) 発達障がい者が社会参加する上で接点となる様々な機関、分野とも意見交換を行い、発達障がいの特性に関する理解の促進を図るとともに、社会の側で発達障がい者を受け入れるために必要な対応を考える環境づくりを進める。

警察や司法等の各種手続上で発達障がい者が不利益を被ることのないように、警察、検察、裁判所、弁護士会等の関係機関に発達障がいの特性についての理解促進を図る。

2 企業、事業所等に対する周知広報

【現状と課題】

障害者差別解消法において、事業所は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないと定められているが、発達障がいは外見からは分かりにくく、個々の障がいの特性も異なることから、企業や事業所等に対しては、これまで以上に発達障がいの特性に対する理解の促進を図る必要がある。

【 今後の対応 】

県は、企業や事業所等に対し、事業形態やサービス内容に合わせた発達障がい
の特性の理解促進を図り、発達障がい者が社会参加する上で必要なハード面・ソ
フト面における配慮の提供の促進を図る。

(活動指標) 普及啓発セミナー開催数 (再掲)

3 当事者、保護者等に対する周知広報

【 現状と課題 】

(1) 発達障がいの当事者や保護者、支援者等が必要な情報にたどり着き、求めて
いる情報やその他関係情報を取得できるよう周知方法について整理する必要が
ある。

【 今後の対応 】

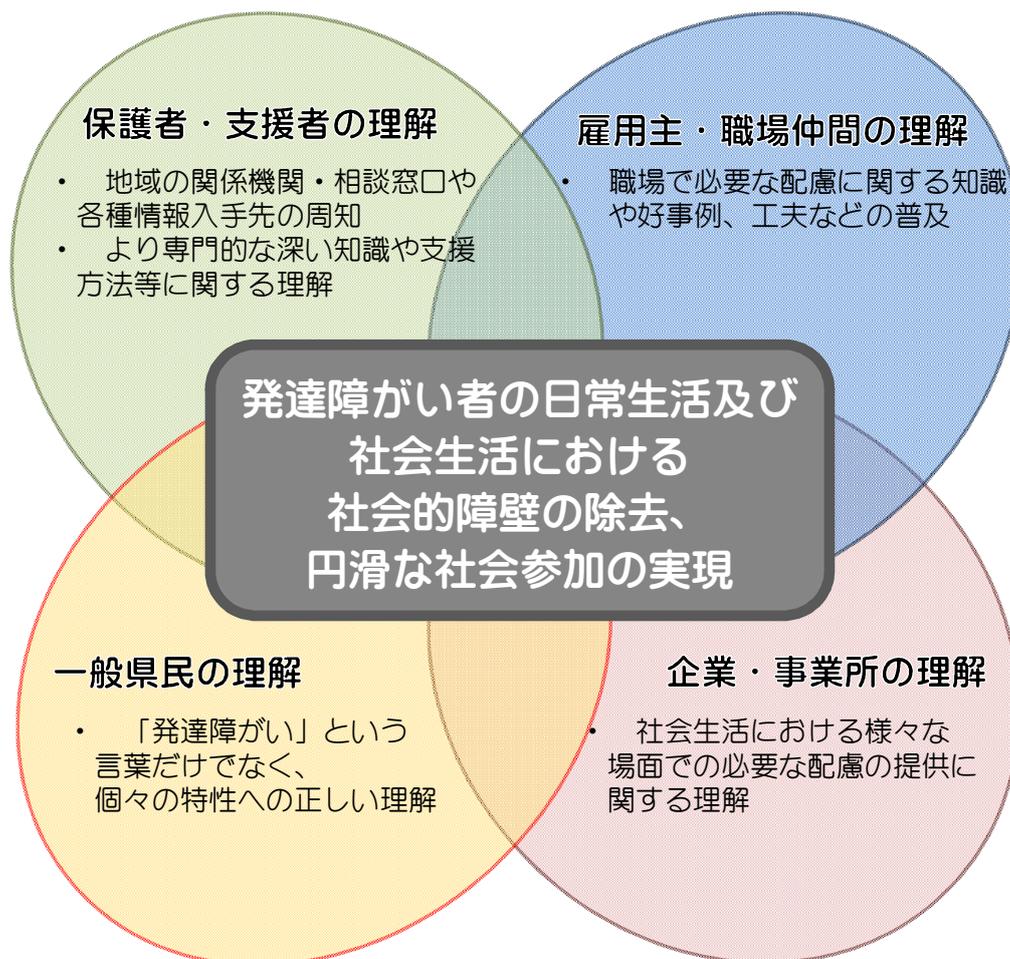
(1) 発達障がいの特性理解や適切な支援、対応に関するより専門性の高いセミナ
ーや講演会等の開催、発達障がいの特性理解のためのパンフレット作成等によ
り、当事者、保護者、支援者等が必要とする知識が得られるよう広報啓発を推
進する。

(活動指標) 事業所及び企業向け理解促進セミナー開催数

(2) 発達障がいや子どもの発達に関する各種の情報（支援制度や関係機関窓口、
親の会など当事者団体等）を県ホームページのポータルサイトに見やすい形で
掲載するとともに、これらの情報を障がい児福祉関係機関だけではなく、子育
て支援・母子保健関係機関を通して発信する。

地域の実情を十分に踏まえ、保護者が必要としている情報に容易に、かつ、
確実にたどりつけるよう、各市町村に対し、保護者向けハンドブックの作成・
配布などの広報施策に取り組むよう支援する。

(活動指標) 保護者向けハンドブックを配布している市町村数



V 推進体制

1 計画の進捗管理

本計画については、半期ごとに開催する『宮崎県発達障がい者支援地域協議会』で進捗管理を行い、発達障がい者支援に関する施策の効果的な推進に努める。

2 地域の支援体制の構築

『宮崎県発達障害者支援センター』は、本県の発達障がい者支援の中核機関であることから、市町村や障がい福祉サービス事業所、学校等の関係機関と連携して、地域の支援体制構築に取り組むものとする。

VI 成果目標、活動指標

○支援の現状・課題と今後の対応

【成果目標】	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
「育てにくさ」を感じる保護者のうち、相談先を知っているなど、何らかの解決策を認識している保護者の割合	83.9%	95%
社会参加する上で必要な支援を受けられていると思う当事者・保護者の割合	62.9%	増加
発達障がいの特徴を理解し適切な支援が実施できている支援者の割合	66.1%	増加
【活動指標】	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
子育て世代包括支援センター設置市町村数	26	26
発達障害者支援センターによる専門性向上研修受講者数	181	500
発達障がい者の相談窓口を設置している市町村数	5	26
かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修受講者数	165	200
基幹相談支援センターの設置市町村数	21	26
言語訓練を実施している市町村数	19	26
障がい児保育に関する研修修了者数	1,885	3,300
相談支援ファイルを活用している市町村数	11	増加
強度行動障がい支援者養成研修受講者数	251	400
ひきこもり地域支援センター相談件数	1,751	増加
就労支援セミナー受講者数	392	500
事業所及び企業向け理解促進セミナー参加者数	34	100
地域生活支援拠点等の設置箇所数	14	26

○発達障がいへの理解促進のための取組

【成果目標】	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
発達障がいへの理解があると思う県民の割合	74.3%	80%
【活動指標】	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
普及啓発セミナー開催数	1	増加
事業所及び企業向け理解促進セミナー開催数	1	1
保護者向けハンドブックを配布している市町村数	11	26